

# 水道料金改定のお知らせ

市民の皆さまには、日頃から水道事業の運営に対しまして、格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申しあげます。

令和5年3月の今治市議会定例会において、「今治市給水条例の一部を改正する条例」案が可決され、令和5年8月1日以降の検針分から水道料金を改定させていただくことになりました。

## 水道料金改定のお願い

本市の水道事業を取り巻く環境につきましては、給水人口の減少による収入減に加え、世界的なエネルギー価格や物価高騰といった不測の事態も発生する中で、より一層厳しい経営状況となっております。

水道事業は、快適な市民生活に欠かせないライフラインであり、安心・安全な水を安定して供給できるように努めている中で、令和4年3月に高橋浄水場が完成しましたが、今後も施設や管路の計画的な更新、耐震化、渇水対策等の取組が必要となります。

独立採算制を基本とする水道事業において、負担を次世代へ先送りすることなく、また、世代間の公平性を保つためにも、今回水道料金を改定させていただくこととなりました。

今後とも、一層の経費節減、効率的な運営に努めてまいりますので、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

お問合せ先

〒794-8511

愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1

今治市役所第2別館4階

上下水道部 水道総務課

TEL 0898-36-1576（直通）

FAX 0898-23-0389

もしくは

今治市水道お客さまセンター

TEL 0898-32-6760

TEL 0897-82-1220（島しょ部の方）

## 新旧水道料金表（消費税を含む）

注意：この表は1か月あたりの料金単価を表しています。

用途	料金区分	水量区分	改定前 料金単価	改定後 料金単価
家庭用	基本料金	5 m <sup>3</sup> まで	1,123 円	<b>1,224 円</b>
	超過料金 (1 m <sup>3</sup> あたりの単価)	5 m <sup>3</sup> を超え 10 m <sup>3</sup> まで	38 円	<b>41 円</b>
		10 m <sup>3</sup> を超え 40 m <sup>3</sup> まで	186 円	<b>203 円</b>
		40 m <sup>3</sup> を超えるもの	232 円	<b>253 円</b>
業務用	基本料金	10 m <sup>3</sup> まで	1,725 円	<b>1,846 円</b>
	超過料金 (1 m <sup>3</sup> あたりの単価)	10 m <sup>3</sup> を超え 40 m <sup>3</sup> まで	215 円	<b>230 円</b>
		40 m <sup>3</sup> を超えるもの	238 円	<b>255 円</b>
湯屋用	基本料金	200 m <sup>3</sup> まで	10,162 円	改定なし
	超過料金 (1 m <sup>3</sup> あたりの単価)	200 m <sup>3</sup> を超え 500 m <sup>3</sup> まで	65 円	改定なし
		500 m <sup>3</sup> を超えるもの	66 円	改定なし
工業用	基本料金	150 m <sup>3</sup> まで	23,760 円	<b>25,661 円</b>
	超過料金 (1 m <sup>3</sup> あたりの単価)	150 m <sup>3</sup> を超え 200 m <sup>3</sup> まで	66 円	<b>71 円</b>
		200 m <sup>3</sup> を超えるもの	191 円	<b>206 円</b>
船舶用	1 m <sup>3</sup> あたりの単価		325 円	改定なし
臨時用	基本料金		492 円	改定なし
	1 m <sup>3</sup> あたりの単価		335 円	改定なし

### 【参考】家庭用の水道料金の新旧料金（1か月の使用水量）

使用水量	現行の 水道料金	改定後の 水道料金	増加額	使用水量	現行の水道 料金	改定後の 水道料金	増加額
5 m <sup>3</sup> まで	1,123 円	<b>1,224 円</b>	<b>101 円</b>	22 m <sup>3</sup>	3,545 円	<b>3,865 円</b>	<b>320 円</b>
10 m <sup>3</sup>	1,313 円	<b>1,429 円</b>	<b>116 円</b>	23 m <sup>3</sup>	3,731 円	<b>4,068 円</b>	<b>337 円</b>
15 m <sup>3</sup>	2,243 円	<b>2,444 円</b>	<b>201 円</b>	24 m <sup>3</sup>	3,917 円	<b>4,271 円</b>	<b>354 円</b>
16 m <sup>3</sup>	2,429 円	<b>2,647 円</b>	<b>218 円</b>	25 m <sup>3</sup>	4,103 円	<b>4,474 円</b>	<b>371 円</b>
17 m <sup>3</sup>	2,615 円	<b>2,850 円</b>	<b>235 円</b>	26 m <sup>3</sup>	4,289 円	<b>4,677 円</b>	<b>388 円</b>
18 m <sup>3</sup>	2,801 円	<b>3,053 円</b>	<b>252 円</b>	27 m <sup>3</sup>	4,475 円	<b>4,880 円</b>	<b>405 円</b>
19 m <sup>3</sup>	2,987 円	<b>3,256 円</b>	<b>269 円</b>	28 m <sup>3</sup>	4,661 円	<b>5,083 円</b>	<b>422 円</b>
20 m <sup>3</sup>	3,173 円	<b>3,459 円</b>	<b>286 円</b>	29 m <sup>3</sup>	4,847 円	<b>5,286 円</b>	<b>439 円</b>
21 m <sup>3</sup>	3,359 円	<b>3,662 円</b>	<b>303 円</b>	30 m <sup>3</sup>	5,033 円	<b>5,489 円</b>	<b>456 円</b>

※標準的な一般家庭の1か月の使用水量は約20 m<sup>3</sup>です。

## 新料金の適用について

	本年6月検針日		7月検針日		8月検針日		9月検針日	
	5月	6月	7月	8月	9月			
偶数月検針の場合	← 旧料金対象	→ 新料金対象			→ 新料金対象			
		8月検針分						
奇数月検針の場合	← 旧料金対象		→ 新料金対象			→ 新料金対象		
			9月検針分					

今治市では、検針および料金徴収を2か月ごとに行っており、偶数月に検針する地区と奇数月に検針する地区があります。

偶数月に検針する地区（A地区）は、**本年8月検針分（本年6月の検針以降に使用した水量）**から新料金が適用されます。

奇数月に検針する地区（B地区）は、**本年9月検針分（本年7月の検針以降に使用した水量）**から新料金が適用されます。

### ○A地区

東村南、古国分、国分、郷桜井、旦、宮ヶ崎、登畑、孫兵衛作、長沢、桜井団地、桜井、東村、喜田村、富田新港、拝志、上徳、松木、高市、町谷、中寺、徳重、五十嵐、四村、新谷、八町東、八町西、郷六ヶ内町、郷新屋敷町、郷本町、河南町、辻堂、石橋町、立花町、広紹寺町、祇園町、土橋町、横田町、南鳥生町、北高下町、南高下町、衣干町、東鳥生町、北鳥生町、天保山町、東門町、美須賀町、恵美須町、通町、枝堀町、黄金町、未広町、松本町、旭町、南宝来町、蔵敷町、常盤町1から7丁目、南日吉町、泉川町、蒼社町、朝倉地区、大西町小西地区・紺原（品部以外）・宮脇奥・衣黒、菊間地区、吉海地区、上浦地区、大三島地区、関前地区

### ○B地区

片原町、中浜町、風早町、本町、米屋町、栄町、美保町、北浜町、室屋町、共栄町、大正町、別宮町、南大門町、北宝来町、北日吉町、中日吉町、鯉池町、常盤町8丁目、宮下町、山方町、いこいの丘、しまなみの杜、しまなみヒルズ、高地町、石井町、大新田町、鐘場町、近見町、湊町、大浜町、砂場町、小浦町、馬越町、片山、小泉、別名、高橋、クリエティブヒルズ、にぎわい広場、高橋ふれあいの丘、山路町、阿方、矢田、神宮、延喜、野間、宅間、波止浜、杣田、中堀、内堀、地堀、高部、唐子台東、唐子台西、湯ノ浦、来島、小島、馬島、玉川地区、波方地区、大西町大井地区（A地区に含まれている地区を除く）、宮窪地区、伯方地区

※検針地区について詳しくは、今治市水道お客さまセンター（0898-32-6760）までお問い合わせください。

## 水道料金の改定に関する Q&A

Q1 どのくらいの改定（値上げ）になるのですか。

A1 今回の改定は家庭用が9%、業務用が7%、工業用が8%の引き上げとなっております。一般家庭で1か月の水量が20 m<sup>3</sup>の場合、現行の3,173円が改定後3,459円となり、286円の値上げとなります。

Q2 改定（値上げ）は水道料金だけですか。下水道使用料は改定されますか。

A2 水道料金は、各自治体の条例によって定められるもので、今回の改定につきましては、令和5年3月の今治市議会定例会において、給水条例が改正され、本年8月1日以降の検針分から水道料金を改定させていただくものです。

今回は水道料金の改定で、下水道使用料の改定はありません。

Q3 厳しい経済状況の中、水道料金を値上げするのですか。また、値上げの前に経営努力すべきではないですか。

A3 水道料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、水道事業の健全な運営を確保することができるものでなければなりません。（地方公営企業法第21条）

今治市水道事業では、事業の統合や施設の統廃合を進め、維持管理費の抑制、事業のスリム化を図るとともに、市内全域の料金徴収業務・受付業務や、電算システム処理業務等を包括的に外部委託し、人件費の抑制を図ってきました。今後も高橋浄水場を中心とした広域送水等により、更なる経営の効率化を進めていきたいと考えておりますが、一方で、現状では、水をつくる単価（費用）が供給する単価（収益）を上回っており、今後も給水人口の減少により、収益の増加が見込まれない状況となっております。

中長期的な視点に立って、今後必要な設備投資や経営改善の効果を織り込みながら、将来の水道事業の収支について試算を行った結果、全体で8.3%の水道料金改定をお願いせざるを得ないとの判断に至りました。